## 公文書館通信

Vol.9(令和2年5月発行)

全世界で猛威をふるう新型コロナウイルス。国内でも感染者数、死亡者数が増加し、4月7日に東京都や大阪府などに緊急事態宣言が出され、翌週には全国に対象地域が拡大されました。現在、本県での緊急事態宣言は解除されましたが、終息にはしばらく時間がかかりそうです。

このような地球規模での感染症の大流行 (パンデミック) は、これまでにも起こっており、約 100 年前 に起こった「スペインかぜ」に関する公文書等からも当時の様子がうかがえます。

#### スペインかぜ

大正7年から大正10年にかけてのインフルエンザによるペンデミックの俗称で、スペインでの流行が大きく報じられたことからスペインかぜと呼ばれています。

(スペインが発生源という訳ではありません。) 世界では5億人が感染し、4,000万人~5,000万人

世界では5億人が感染し、4,000万人~5,000万人が死亡したと言われています。

では、国内、県内の状況はどうだったのでしょうか? 国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている内務省衛生局発行『流行性感冒』には下表のとおり記載されています。

当時の国内人口が約5,700万人なので、4割強の人が 感染したことになります。なお、本県の罹患率、死亡率は 全国平均と比べて高かったことがわかります。

<国立国会図書館所蔵『流行性感冒』抜粋>



患者数・死者数の統計(国立国会図書館所蔵『流行性感冒』抜粋)

単位:人

| 期間                   | 鳥取県      |        | 全国           |          |
|----------------------|----------|--------|--------------|----------|
|                      | 患者数      | 死者数    | 患者数          | 死者数      |
| 第1回流行 大正7年8月-大正8年7月  | 199, 527 | 3, 257 | 21, 168, 398 | 257, 363 |
| 第2回流行 大正8年9月-大正9年7月  | 9, 566   | 843    | 2, 412, 097  | 127, 666 |
| 第3回流行 大正9年8月-大正10年7月 | 910      | 6      | 224, 178     | 3, 698   |
| 計                    | 210, 003 | 4, 106 | 23, 804, 673 | 388, 727 |

人口に対する罹患率

鳥取県 <u>44.0%</u> (患者数210,003人 / 人口476,903人) 全国 41.6% (患者数23,804,673人 / 人口57,190,355人) 人口に対する死亡率

鳥取県 0.86% (患者数 4,106 人 / 人口 476,903 人) 全国 0.68% (患者数 388,727 人 / 人口 57,190,355 人)

予防策は当時の配布物からもわかる通り、マスクとうがいが奨励されていました。

別添の鳥取県訓令第6号は、大正9年1月22日に出された予防策に関するものです。内容を見ると、マスクの使用やうがいの奨励、多衆集合の場所に立ち入らない、患者との接触を避けることなどが記載されています。(予防注射の奨励の記載もありますが、当時はまだウイルスは発見されていません。)

いかがでしたか。100年前も現代も対策の基本は変わっていないことがわかります。

今回の新型コロナウイルスとの戦いの記録は、確実に保存されるべき公文書といえるでしょう。将来、 私たちの次の世代、次の次の世代に起こるかもしれない未知なるウイルスとの戦いに役立つかもしれません。

さて、今回の公文書館通信は、保存されるべき簿冊がいざ必要なときに誤って廃棄されていたということが起きないよう、正しい「簿冊の完結処理」の取り扱いについて紹介したいと思います。どうぞご覧ください。

# \*簿冊の完結処理は文書保存の始まり\*

皆さんが作成し事務が終了した公文書は、以下のような流れで、最終的に公文書館に引き継がれるか、 廃棄されます。



簿冊の完結処理は<mark>簿冊の保存期間の始期と終期を定める</mark>大切な手続きになります。

具体的には、簿冊の保存期間のスタート(起算日)は、

### 事務処理が終了した年度又は年が経過し完結処理をした日の属する年度の翌年度の4月1日

(根拠:鳥取県文書の管理に関する規定第33条(保存期間及び保管期間の起算日))

完結処理が適切な時期に行われなかったり、手続きを失念したりすると、保存期間が満了していない簿冊が廃棄になったり、不要な簿冊がずっと残ったりしてしまう可能性があります。

ここで、よくある誤った完結処理の事例を紹介します。

※完結(予定)日の修正方法は別添ファイルをご覧ください。



### Check Point!

- ☑簿冊の完結処理は、当該簿冊に係るすべての事案の事務処理が終わり次第行うこと。遅くとも 出納閉鎖期間終了後速やかに行うこと。
- ☑複数年契約に関する簿冊の場合は、契約が終了した年度に完結処理すること。
- ☑複数年度に跨って文書を綴った簿冊については、簿冊の完結日が適切に設定されているか 確認の上、完結処理すること。